

泉南市主要建設事業再評価実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、泉南市（以下「市」という。）が実施する建設事業を対象に、事業の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえた再評価システムを新たに導入することにより、建設事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(再評価対象事業)

第2条 再評価の対象とする事業は、市が国庫補助を得て実施する建設事業のうち、以下の要件に該当する事業とする。ただし管理に係る事業等を除く。

- (1) 事業費が予算化された時点（以下「事業採択」という。）の後5年を経過した後も未着工の事業。
- (2) 事業採択後10年を経過した時点で継続中の事業。
- (3) その他、委員会が必要と認める事業。

(再評価の方法)

第3条 以下の視点に基づき、再評価を実施する。

- (1) 事業の進捗状況
事業について実施の目途、供用の目途について検証する。
- (2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
事業採択の際の判断の前提となっている事業効果及び地域状況の変化等、事業を巡る社会経済情勢等の変化等について検証する。

(再評価委員会)

第4条 市長は、再評価に当たって有識者から構成される委員会を設置し、その意見具申を受けるものとする。

(対応方針の決定)

第5条 市長は、再評価委員会の意見を尊重し、再評価対象事業について必要に応じ中止、休止を含む事業の見直しを行う等の対応方針の決定する。

(結果の公表)

第6条 再評価の内容等は、これを公表する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、主要建設事業再評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成11年3月1日から施行する。